緊急時モニタリングの体制②



- ▶ 高浜原子力発電所の周辺地域では、発電所を取り囲むように半径30km圏内(福井県内:39局、京都府内:16局)の測定局を用いて24時間監視を行っている。
- ▶ 今後測定機器を追加的に整備し、モニタリング体制の更なる充実を図る。



福井県における環境放射線モニタリング体制



- ➤ モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(福井県:55局(水準調査用11局を含む。)、電力事業者:60局)で、福井県域の放射線量等を測定
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(22台)を配備
- > モニタリングカー
 - 放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト【115局】



可搬型モニタリングポスト【22台】



ガンマ線核種分析ラボ車【2台】 (高機能モニタリングカー)



モニタリングカー 【6台】



資機材例【10台】 (可搬型ダストヨウ素サンプラー)

京都府における環境放射線モニタリング体制



- ➤ モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(京都府:29局(水準調査用9局を含む。)、電力事業者:2局)で、京都府域の放射線量等を測定
 - •万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(5台)を 配備
- > モニタリングカー
 - 放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【31台】



モニタリングカー 【3台】 (走行サーベイ車)



モニタリングカー 【1台】



可搬型モニタリングポスト【5台】 (太陽光パネル+バッテリー付)

滋賀県における環境放射線モニタリング体制



- ➤ モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(15局(水準調査用9局を含む。))で、滋賀県域の放射線量等を測定
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、モニタリングポストの設置数を補完 するため、可搬型モニタリングポスト(12台)を配備
- ▶ モニタリングカー
 - 放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカーを配備



モニタリングポスト 【15台】



可搬型モニタリングポスト【12台】



モニタリングカー 【2台】





資機材例 【4台】 (可搬型ダストヨウ素サンプラー)

緊急時モニタリング実施計画



- ▶ 福井県、京都府、滋賀県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- ▶ 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。

参照の上、策定及び改定

福井県緊急時モニタリング計画 平成26年8月 福 井 県

京都府緊急時モニタリング計画

平成26年6月

滋賀県緊急時モニタリング計画

平成26年3月 滋賀県

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- 〇モニタリングの継続
- ○固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- ○必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- 〇モニタリングカーによる測定の実施
- ○ヨウ素サンプラーの設置・測定
- 〇飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

く実施主体>

例)

- ○緊急時モニタリングセンター(測定分析担当) 等
- <情報共有/報告の体制>

<注意事項>

【その他添付資料等の例】

- 〇測定項目一覧
- ○地図及び観測局等の地点図

等

緊急時モニタリングに係る動員計画



- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下 「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報 の調査方法
- ▶ 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数

(平成26年度調査による。福井県・京都府・滋賀県・関西電力を除く。)

	可搬型モニタ リングポスト (台)	モニタリングカー (台)
田	35	10
道府県	217	20
原子力事業者	44	29
関係指定 公共機関	21	5

※ 各資機材については保有数を記載。